

令和6年度県営富山野球場広告掲載業務募集要項

1 広告掲載施設の概要

- (1) 名称 県営富山野球場
- (2) 住所 富山市五福五区 1942 (富山県五福公園内)
- (3) 施設概要 県営富山野球場全体面積 19,700 m²
収容人員 25,000 人 (内野、外野)
天然芝 (外野)
両翼 98m、センター122m
スコアボード、控室、シャワー室、ピッチング練習場等
- (4) 供用日 1月4日から12月28日までの日。ただし、次に掲げる日を除く。
① 火曜日(ただし当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合を除く。)
② 休日の翌日(ただし当該日が土曜日、日曜日又は休日には当たらない場合は、その日以後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日以外の日。)
- (5) 供用時間 午前9時から午後5時まで
(4月1日から9月30日までの日にあつては、午前5時から午前8時まで及び午前9時から午後5時まで)
- (6) 利用者数 令和4年度：130,796人
(令和5年度は10月末時点で128,399人)

2 募集の内容等

- (1) 募集の対象
- ① 県営富山野球場のグラウンドの内野フェンスに広告を掲載する広告取扱業者 1者(団体)
- ② 県営富山野球場のグラウンドの外野フェンスに広告を掲載する広告取扱業者 1者(団体)
- ※同一の業者が①と②の両方について応募することも可とします。
- (2) 広告掲載可能期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年間)
(ただし、広告取扱業者が希望した場合は、3年間まで延長可能。)

(3) 広告の掲載場所など

	①内野フェンス	②外野フェンス
広告の掲載場所	グラウンドの内野フェンス	グラウンドの外野フェンス
掲載可能面積	H900mm × W75m (内野1塁側、3塁側)	H1,000mm × W75m (外野1塁側、3塁側)
広告の枠数	内野フェンス 30区画 (1区画 H900mm × W5,000mmの場合)	外野フェンス 30区画 (1区画 H1,000mm × W5,000mmの場合)

(4) 広告物の内容

県営富山野球場広告掲載業務実施要領、富山県企業広告等掲載業務実施要綱及び富山県企業広告等掲載基準によるものとします。

【留意事項】

- ※ 広告の表示位置、面積、枠数等は仕様書のとおりです。
- ※ 広告物は、カッティングシートをフェンスに貼りつけて表示することとします。その他の方法により広告物を表示する場合は事前に協議願います。
- ※ 広告物が球場と調和したものとなるように配慮するとともに、使用する文字は白色系とし、ボールと広告物の色が重ならないように配慮願います。また、太陽光が反射するものを使用しないでください。
- ※ 広告物の貼付及び剥離は、事前に球場と連絡を十分に取り、球場使用の妨げとならないように行ってください。
- ※ 広告物の作成、広告物のフェンスへの貼付及び剥離、維持管理は広告取扱業者の負担とします。
- ※ 広告掲出期間終了時には広告取扱業者により撤去するものとし、原状復旧に費用を要する場合は広告取扱業者の負担とします。
- ※ 広告掲載に当たっては、都市公園における行為許可を受け、広告物の表示面積に応じて以下の行為許可使用料を支払う必要があります。したがって、見積額はこの使用料の金額を超える必要があります。
 - ①内野フェンス（135㎡）：年額 594,000 円（@4,400 円/㎡）
 - ②外野フェンス（150㎡）：年額 660,000 円（@4,400 円/㎡）
- ※ 広告掲載に当たっては、県と広告掲載業務に係る契約を締結する必要があります。
- ※ 表示する広告物の募集は、応募者が行ってください。
- ※ 上記 2 募集の内容等(4)の広告物の内容については、スポーツ施設における広告物の表示が、当該施設での競技運営等に支障が生じるおそれがないよう、掲出前に県の審査を受けていただくとともに、県から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従っていただく必要があります。
- ※ 県営富山野球場の利用者が大会等に利用する場合で、当該利用者から広告物の遮蔽の要請があったときは、広告物が遮蔽されることがあります。（なお、この場合でも、徴収された広告掲載料は返還されません。）
- ※ 上記のほか富山県企業広告等掲載業務実施要綱、富山県企業広告等掲載基準及び県営富山野球場広告掲載業務実施要領に従ってください。

3 応募手続き

申込書等の提出期間及び提出先等

- ア 提出期間： 令和 5 年 12 月 13 日から同年 12 月 26 日まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（郵送の場合は、令和 5 年 12 月 26 日午後 5 時 15 分までに必着）
- イ 提出場所： 富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県土木部都市計画課
- ウ 提出物： ①に応募する場合 → 申込書（見積書を兼ねたもの：別紙様式 1）
②に応募する場合 → 申込書（見積書を兼ねたもの：別紙様式 2）
- エ 提出方法： 申込書の提出は、持参、郵送またはメールにて提出してください。

提出先アドレス： atoshikeikaku@pref.toyama.lg.jp

4 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とします。

- ・ 応募に参加する資格のない者が応募したとき
- ・ 所定の日時及び場所に申込書を提出しないとき
- ・ 2以上の応募をしたとき（内野フェンス及び外野フェンスに1ずつ応募した場合を除く。）
- ・ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて応募したとき
- ・ 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字が誤脱し、又は認識しがたい見積書を提出したとき
- ・ 金額を訂正した見積書を提出したとき
- ・ 正常な応募の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が応募したとき
- ・ その他、県が指示した事項及び応募に関する条件に違反したとき

5 広告取扱業者の選定

(1) 選定方法

内野フェンス及び外野フェンスについて、それぞれ行為許可使用料と広告掲載料の合計見積金額が最も高額な者を広告取扱業者として選定します。（両フェンスの広告取扱業者が同一となる場合もあります。）なお、見積額が最も高額である者が複数ある場合には、抽選により選定します。

(2) 結果の発表

応募者に対して文書で通知します。また、選定した広告取扱業者の所在及び名称並びに連絡先については、県ホームページ等において公表します。

(3) 広告取扱業者の取扱い

広告取扱業者は、県が指定する日までに、都市公園における行為許可申請を行い、当該申請に係る許可を受け、かつ、県と広告掲載業務に関する契約を締結しなければ、その資格を失うものとします。

6 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、仕様書、富山県企業広告等掲載業務実施要綱、富山県企業広告等掲載基準、県営富山野球場広告掲載業務実施要領を熟読のうえ応募してください。
- (2) 応募者は、広告取扱業者の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとします。
- (3) 本応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- (4) 提出された書類等は返却しません。

7 広告掲載業務に関する問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県土木部都市計画課 業務係

電話：076-444-3345（直通） FAX：076-444-4421

MAIL : atoshikeikaku@pref.toyama.lg.jp